

## 寄附金の取扱いに関する事務取扱要領

(目的)

**第1条** この取扱い要領は、公益財団法人長野県産業振興機構（以下「機構」という。）寄附金等取扱規程に基づく寄附金の取扱いについて定めるものとする。

(寄附金募集要領)

**第2条** 寄附金募集要領は、別に定める「寄附をお考えの方へ」による。

(一般寄附金の取扱い)

**第3条** 寄附受理に係る取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 機構に対して寄附の申し出があったときは、機構は寄附申出者から「寄附金申込書」（様式1）を受理する。
- (2) 寄附金を受領したときは、寄附者へ礼状を添付して「寄附金受領証明書」（様式2）を交付する。
- (3) 寄附金は公益会計1-1（一般会計）にて入金管理する。
- (4) 寄附金は「寄附者名簿」（様式3）を備え寄附金に係る次の事項について記録し、保存する。
  - ア 寄附年月日
  - イ 寄附者名
  - ウ 寄附金額
- (5) 寄附者名簿は、市町村別に2部作成し、1部は保存用とし、もう1部は各市町村の税務担当課に翌年1月31日までに送付する。
- (6) 寄附者名簿は、7年間保存する。

(特定寄附金及び特別寄附金の取扱い)

**第4条** 特定寄附金及び特別寄附金の取扱いについては、必要な都度理事長と相談の上、処理するものとする。

附 則

この要領は、平成27年3月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(様式1)

寄附金申込書

令和 年 月 日

公益財団法人長野県産業振興機構  
理事長 様

寄附者 住所

会社名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

(寄附者が個人の場合に記載)

個人名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

私は、公益財団法人長野県産業振興機構の事業の趣旨に賛同し、所得税法施行令 217 条第 1 項第 3 号及び法人税法施行令第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる特定公益増進法人としての長野県産業振興機構の事業活動のための経費として、下記金額を寄附いたします。

記

ご寄附の金額 金 \_\_\_\_\_ 円

お振込み予定日 令和 年 月 日

◆ お申し込先

「寄附金申込書」は郵送、ファックス又は E-mail 添付にてご送付をお願いします。

郵 送 〒380-0928

長野県長野市若里一丁目 18 番 1 号 長野県工業技術総合センター 3F

F A X 0 2 6 - 2 2 6 - 8 8 3 8 E-mail [nice@nice-o.or.jp](mailto:nice@nice-o.or.jp)

◆ お振込方法

「寄附金申込書」をご送付いただいた後、下記口座にお振込みください。

金融機関名・支店名：八十二銀行 県庁内支店

口座番号：普通預金 5 7 1 5 6 4

口座名義：サイ公益財団法人 ナガノケンサンギョウシニコウキョウ長野県産業振興機構

※恐れ入りますが、振込手数料はご負担くださいますようお願いいたします。

◆ 個人情報の取扱い

ご記入いただきました個人情報は、寄附者の方への連絡、領収書の郵送のみに使用させていただきます、法令の規定に基づく場合を除き、第三者に提供することはありません。

(様式2)

寄 附 金 受 領 証 明 書

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

金 \_\_\_\_\_ 円

上記の金額を受領いたしました。

令和 年 月 日

※当団体に対する寄附金は長野県の条例指定対象寄附金です。

長野県長野市若里一丁目18番1号  
長野県工業技術総合センター3階  
公益財団法人長野県産業振興機構  
理事長

㊞

※ この寄附金を寄附金税額控除の控除対象寄附金として条例で指定している地方団体に寄附を行った翌年の1月1日現在お住まいの方は、確定申告書を所轄の税務署へ提出することにより、所得税の寄附金控除及び個人住民税の寄附金税額控除の双方の適用を受けられます。

(注1) 所得税の寄附金控除及び個人住民税の寄附金税額控除の双方の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告書を所轄の税務署に提出する必要があります。その際、確定申告書に本証明書を添付して提出してください。

(注2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、個人住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、寄附を行った翌年の1月1日現在お住まいの市町村に住民税用の申告書を提出することにより、個人住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。ただし、この場合、所得税の寄附金控除は受けられません。

(注3) 寄附金税額控除の適用が受けられる個人住民税のうち、個人市町村民税については、各市町村の条例で指定している場合に限って税額控除の対象となります。

